

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

## 地方公共団体の入札契約担当者向け

### 入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて  
電話・メールで都度受付

電話 (①のみ) TEL 03-5253-8278  
メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。  
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。

## 建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

法令解釈、社保未加入対策等に関する問合せを受付

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反の通報を受付

# 入札契約改善アドバイザー

発注者のマンパワー不足、厳しい工期、コストの抑制など、事業の抱える課題を解決するため、入札契約の取組改善、新たな入札契約方式の導入・活用を検討・実施している地方公共団体を対象に国土交通省が入札契約方式等の円滑な活用に向けたアドバイス等を実施します。

## 概要

対象者：地方公共団体（都道府県または市区町村）

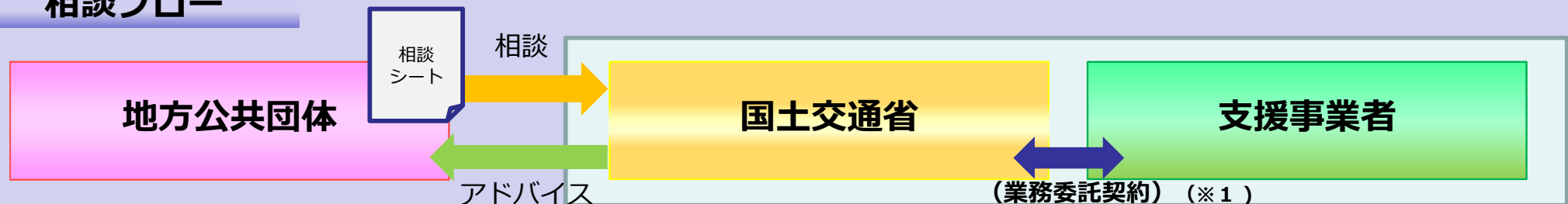
送付先：国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室「入札契約改善アドバイザー」

メールアドレス：[hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp)

## 相談内容（例）

- 事業等の課題に応じた入札契約方式を導入・活用したいが、入札契約方式のメリット・デメリットや適用にあたって留意すべき点などがあれば教えて欲しい。
- CM方式を導入したいが、仕様書に記載する内容が分からない（作成した内容に問題がないか不安）。
- ECI方式を導入したいが、優先交渉権者を選定に向けた技術提案書の評価項目の設定方法が分からない。

## 相談フロー



- ・相談シートに相談内容などの必要事項を記載の上、国土交通省の上記担当者メールアドレスあて送信して下さい。
- ・国土交通省が支援事業者と連携の上、課題解決に向けたアドバイス（※2）を実施いたします。
- ・電話やメールによる回答のほか、詳細なアドバイスをご希望される場合は面会による相談（※3）を実施いたします。

※1：委託契約に基づく守秘義務が課せられています。

※2：相談費用は無料です。

※3：国土交通省での実施を予定しています。また、入札関係図書等の作成自体は地方公共団体にて実施していただきます。

# 平準化推進ヘルプデスク

市町村における施工時期の平準化の一層の推進が必要であるところ、債務負担行為の設定など平準化の取組を検討・実施する市町村等の担当者に必要な知見・ノウハウ等の普及を図るため、国土交通省が平準化関連の事例紹介や助言等のサポートを実施します。

## 概要

対象者：地方公共団体（都道府県または市区町村）

送付先：国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室「平準化推進ヘルプデスク」

メールアドレス：[hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp)

## 相談内容（例）

- （入契調査の回答に当たって、）平準化率の算出方法を教えてほしい。
- 平準化率を踏まえた執行計画の策定の具体的な方法について知見を提供してほしい。
- 同程度の規模の自治体における「さしすせそ」の取組を紹介してほしい。
- 部局間連携の具体的な手法や段取りについて助言してほしい。
- 平準化に関連する通知の解釈を確認したい。

## 相談フロー

① 自治体職員は、「平準化推進ヘルプデスク」の専用メールアドレスに質問を送付します。

② ヘルプデスク職員は、届いた質問内容を速やかに確認することとします（原則「ワンデーレスポンス」）。

③ ヘルプデスク職員は、必要に応じて関係部署と調整のうえ、質問者に対して回答します。  
※質問内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

④ 国交省専用ウェブサイト上で質問と回答を一覧で整理・公表します。他の自治体職員は常時参照可能です。

⑤ 質問を提出された自治体職員は、ヘルプデスク職員の回答も参考にして、平準化の取組を実施します。